

会 議 録

会議の名称	第5期 第2回小金井市行財政改革市民会議		
事務局	企画財政部企画政策課企画政策係		
開催日時	平成20年11月14日(金)午後3時00分～午後5時00分		
開催場所	市役所本庁舎3階 第一会議室		
出席者	委員	大橋忠彦会長、雨宮昭一委員、中野利枝子委員、林 育男委員、 脇田洋志委員、戸張雅子委員、松井義侑委員、横田真理子委員	
	事務局	企画財政部長 上原秀則、子ども家庭部長 岡部壯二、 企画政策課長 伊藤茂男、情報システム課長 伊藤信之、 職員課長 加藤明彦 職員課長補佐 関次郎 市民課長 要島京子、 コミュニティ文化課長 小柳清、下水道課長補佐 井上信之、 保育課長 小野朗、児童青少年課長補佐 門田順子、 公民館長 中嶋登 企画政策課長補佐 小林大治、 企画政策課副主査 長谷川誠、 企画政策係 中島良浩	
欠席者	吉沢幸子職務代理、河村清委員		
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 不可 ・ <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	2人
会議次第	別紙1のとおり		
会議結果	別紙会議録のとおり		
提出資料	添付のとおり		

第 5 期 第 2 回小金井市行財政改革市民会議次第

日時 平成 2 0 年 1 1 月 1 4 日（金）午後 3 時

場所 市役所本庁舎 3 階 第一会議室

1 開会

2 前回（平成 2 0 年 7 月 1 8 日（金）開催）の会議録の確認

3 会議録の早期公開について

4 議題

（1）「小金井市第 2 次行財政改革大綱（改訂版）」の実施遅延項目に係る提言について

※ 前回に引き続き項目 6 から項目 1 5 までを予定

（2）市内施設の視察について

予定日時 平成 2 0 年 1 2 月 9 日（火）午前中

5 次回の日程について

日時 平成 2 1 年 1 月 2 3 日（金）又は 3 0 日（金）午後 3 時から

場所 8 0 1 会議室を予定（1 7 時 3 0 分より別の会議があるため延長不可）

6 閉会

開 会

1 開 会

○会長

これから行財政改革市民会議を開催したいと思います。

本当にきのう今日とこういう風にうらかな小春日和ということではございますけれども、実際に世間を見るとアメリカ発の金融恐慌あり、実態経済がおかしくなっているということがございます。私どもの家計でもそうですし、元いた会社なんかでもそうですけれども、相当身構えないと、何かアメリカから津波が来たときに飲み込まれかねないという感じだと思っておりますけれども、じゃ果たして小金井市のほうはどこまで身構えているかという点でこれからの議論になってくると思っております。

実は、この行財政改革市民会議としても日程がいろいろございますので、改めて確認を申し上げますと、今日議論いたしますように、積み残しといいますか、進展の度合いがAランクに、あるいはBランクに満たないというものを15項目ピックアップして、重要な項目は審議いたしましたけれども、残りの10項目について、できれば今日1日で全部審議を済ませたいというのが仕事のその1でございます。

それから、仕事のその2としては、これも前回の市民会議のときにお話し申し上げましたけれども、ただ、私どもがここで審議、議論するだけじゃなくて、市長に声としてしっかり届くようにしたいということで、後ほどお配り申し上げますけれども、そんな分厚いものではありませんが、中身の濃い意見書の原案をつくりましたので、それをお読みいただきたいと思っております。そして、来年といっても1月早々にこの市民会議を開いて、そこで皆さん方のご意見を得て、それで意見書というものを練り上げていきたいと考えております。場合によっては、よく意見書をつくるだけで1年かかったとか3年かかったとかという作り方もありますけれども、そういう時代ではございませんので、スピードを上げてやっていくというのが2つ目。

それからもう一つは、今日の議題の中にもあったと思っておりますけれども、小金井の施設を実際に見学をして、それを我々の目で見ているいろいろな状況を押さえるということはなかなかできておりませんので、できる限り私どもの議論が机上の空論にならないようにするという意味で、半日がかりぐらいで、この狭い小金井市の中ですから、時間もそんな

にはかからないと思いますので、その辺を見るということをも市民会議の皆さんとともにやっていきたいと思っております。見学や次回の会議が今日と12月と、それから1月と入ってまいりますので、その辺のことを頭に入れてご審議をいただければと思います。

前回は大変有益かつ新鮮なご意見をいただきましたので、それに触発されて意見書の原案をつくらせていただいておりますけれども、今日はまた前回に引き続きまして項目の6から15というところにつきまして審議をしていくということになります。

今日は、職務代理者の吉沢さんがご家族にご不幸がございまして、今日は欠席にさせていただきますということでございます。それから、横田委員が所用で途中でご退席ということでございますので、これをご了承をお願いしたいと思います。

2 前回（平成20年7月18日開催）の会議録の確認

○会長 最初は、前回、7月の市民会議の会議録、これにつきまして確認をしたいと思っておりますけれども、何かございますでしょうか。

（「ありません」の声あり）

○会長 それでは、これにつきましては承認をいただいたということで考えたいと思います。それでは、事務局のほうから会議録の扱いについて。

○企画政策課長補佐 ただいまご承認いただきましたので、7月18日に開催いたしました市民会議の会議録につきましては確定とさせていただきます、情報公開コーナーに設置するとともに、ホームページ等で公開をしていきたいと考えております。以上でございます。

3 会議録の早期公開について

○会長 それから次に、会議録の早期公開についてを議題といたします。

○企画政策課長補佐 本市民会議の会議録につきまして、現在は、公開までのプロセスといたしまして、会議終了後、各委員の皆様には校正原稿を送付させていただき、そのご確認をいただいて、訂正部分を事務局にて集約し、次の会議の冒頭、前回については本日だったんですけども、承認後、ホームページで公開、情報公開コーナーへの設置とさせていただいておりますけれども、今のこの方法ですと公開までに3か月近くの日にかかかってまいりまして、つきましては、市民の皆様等への公開を早くするために、各委員様の校正をいただいた後、訂正部分を事務局で集約した段階で会長にご確認していただき、会長の一任にて最終確認として、その時点で公開をさせていただきたいと考えておりますけれども、それについてご協議いただければと考えております。

- コミュニティ文化課長 商工会館に委託してしまして、商工会館の要員は2名でやっています。
- 松井委員 市の職員ですか。
- コミュニティ文化課長 市の職員はいないです。商工会館に委託しております。
- 会長 これは、委託しているとする、こういうふうに見直しをすると、市の財政としては何がどう変化するなり向上するなり改善するんですか。
- 企画政策課長補佐 一応市の施設の運営としては、地方自治法の改正で直営なのか指定管理なのかという形です。現在、商工会については、施設直営でありながら業務を委託しているという形、一部業務委託という形になってしまして、本来であれば直営よりは指定管理という制度を利用して、指定管理にして、その指定管理者の運用によって利益を上げていただければ、指定管理委託料というのが順次下がっていくというのが指定管理の仕組みですので、全体的な流れとして、指定管理にして、会館のほうの自助努力によって収益を上げていただき、その分指定管理料を抑えていただくと、そういったのが基本的かなと考えます。ただ、今の段階でじゃ幾ら効果が出るかというのはちょっとなかなか出しにくいところではございます。
- 会長 いかがでしょうか。
- 松井委員 こういう再度調整を始めたいという答えでは、調整が始まるのか始まらないのか、終わるのか終わらないのか見当がつかないという意味で、ある程度そういう流れで、そういう方向でやろうとしているんだったら、1年以内にとか半年以内にとか、そういうことをめどとして報告をしていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。
- 会長 これは私どものほうでどうせいという言い方はありますけれども、そういうご意見も踏まえて、もう一步踏み込んだ、資料を作った時点から3か月なり4か月なり進んでいるわけですから、何かありましたら。
- コミュニティ文化課長 先ほども申しましたが、平成22年度には市民交流センターの開館予定をしていますので、23年度の市民交流センター開館時に合わせて、そこまで調整していきたいと考えております。
- 会長 では、そういう理解をさせていただきます。
- 松井委員 23年度にはやりますということですね。
- 会長 それじゃ、項目6はこれで議論は一応尽くしていると思いますので、7に進ませさせていただきます。自動交付機の導入について。
- 企画政策課長補佐 次は、自動交付機の導入です。市民サービスの向上ということで、市民課において住民票、印鑑登録証などの自動交付機の導入を図るという項目でございます。説明よ

ろしくお願いします。

○市民課長

こんにちは。市民課長の要島と申します。よろしくお願いいいたします。

市民課の職員は、私、課長を含めまして全部で29名おります。内訳といたしましては、正規職員が23名、それから非常勤嘱託職員が3名、再任用職員が3名です。全部で29名で事務をしております。

それでは、自動交付機の導入の件でございます。資料に書かせていただきましたけれども、取組が非常に遅れております。その理由につきましては、一応JR中央線の高架化が完成した時点に、東小金井駅の高架下に出張所を設置する際にあわせて自動交付機を検討しようということとなっております。しかし、高架化事業が大変大幅に遅れておりますので、あわせて自動交付機の取り組みも遅れているというのが現状でございます。

それで、市民課といたしましては、東小金井高架下の設置を予定している出張所の形態並びに事業の内容等をそちらの実施に向けて具体的に検討する中で、まだ自動交付機はかなり高価なものでございますので、その費用対効果等も十分に検証しながら、この時点であわせて本庁舎への導入についても検討したいというふうに考えております。

あと、現状で、東小金井の出張所につきましては、小金井市の地形等を考えますと、市役所が大体、武蔵小金井から徒歩でそんなにかからないところにございまして、比較的26市の中では交通の便がよろしいということで、東小金井のほうがどうしても手薄になっているのが現状です。東小金井駅の近くに出張所ができればかなり窓口部門で住民サービスも充実するのではないかなというふうに考えております。

また、現状で、市民サービスとして、休日窓口とか電話窓口制度とか郵送による請求とかいろいろ実施しており、その中の電話窓口制度の利用で、委託店を利用するというのがあるんですけども、4店舗ございまして、東町のほうと貫井北町のほう2店舗ずつなんですが、その約90%が東町のほうなんです。ですから、やはり東の部分に出張所が必要だというふうに認識しております。そのときに自動交付機もあわせて検討したいというふうに考えております。以上です。

○会長

ご質問、ご意見ございますか。なければ、また私からになりますけれども、これは、自動交付機というのは全部備えると総額、金額的にどのぐらいになるのかというのが1つと、それから設置すればその分だけ従来型の窓口要員は少なくとも済むはずなので、そういう要員についての削減というのは、見直しというか、そういうことはどういうふうにこの機械の導入と併行して考えているか。どうぞ。

○市民課長 なかなか、今26市中、約半分が自動交付機を導入しているんですけども、自動交付機を導入して職員を減らしたという市はございません。現実的にちょっとその費用対効果は、他市の例を見てみると、細かく具体的に今まだそこまで数字を分析はしていないんですけども。それから、自動交付機につきましては、だんだん安くなっているのではないかということで、機会を見て業者に見積もりを出してもらっているんですけども、現在、最新の見積書は今年の7月に出していただいています。証明書を出す種類によっても違うんですけども、住民票と印鑑証明だけですと約5年リースで1台5,000万円です。

○会長 リースということは1年間でということですか。

○市民課長 いえ、違います。5年間で。買い取りですと3,500万円ぐらいです。

○松井委員 買い取りで3,500万円。

○市民課長 買い取りだと3,500万円です。リースにしますとトータルで約5,000万円です。

○松井委員 金利と、全部入れて5,000万円につくと。

○市民課長 はい、そうです。それから、ここで戸籍もシステム化しましたので、戸籍の証明も出すのが可能なんですけれども、戸籍の証明を出すといいますと買い取りで約4,200万円、リースにしますと8,300万円弱ぐらいになります。そのような見積もりが今最新のデータです。以上です。

○会長 これについてどうですか、ご意見。はい。

○脇田委員 実は前回のときに児童館のところでしたか、そこでもその話をしたんですけども、何かをやって人員の削減をする、例えば外部委託によって正規職員をそこから外していくということをしたところで、これは当然社会通念上ではありますけれども、当たり前なこととして、その浮いた正規職員を解雇するということはやらないんですよ、当然やらないということが聞かれました。そうすると、何でそれで外部委託することによって経費が浮くのかというと、新たに補充をしなくて済むからだということです。要するに自然減に任せることによって人件費を減らすんだ、そういうお答えをいただいた。おそらくこの自動交付機についても、自動交付機を例えば一気に5台入れました、それにかかっていた市正規職員が全部合わせて二十数名いらっしゃる。この方々を全部解雇ということは当然のことながらやってはならないわけだし、やらないわけですよ。とすると1台でもリースの金額、今5,000万円とかというようなお話が聞かれた。

機械というのは当然、リースというのはまさにそうですけれども、減価償却していくもので、年間にかかる減価償却の費用に比べてこれは削減効果というのは非常に薄いん

じゃないかと思うんです。永久にもつ設備であるならどこで導入しても同じだと思えますけれども、設備ってどうせ老朽化していきますから、そうすると、例えば自然減に任すのであれば、自然減がある程度確定的になってきた、数字としてあらわれてきたときに、その自然減した部分の労務の部分新しい交付機で埋めるというような形にしないと、短期的には逆に出費が増えるんじゃないかと思うんです。

○林委員　　ここで東久留米が平成9年に導入したんです。私はそのときのオープニングセレモニーに立ち会った記憶があるんですが、あそこは市役所を建てかえましたので、新しくできたというふうなこともあって、象徴的なIT化のデモンストレーション効果で、費用対効果をそれほど追及したわけじゃなくて、こういう新しい機械を入れることによって全体としてモラルアップしようというふうな意味合いだったと思うんです。それもどうかという気はいたしますが。

○脇田委員　　1点ご質問があるんですが、他市の状況というのは、単に数値データとしてではなくて、何か調査されましたか。具体的に何を聞きたいのかというと、多摩市はいったん導入して、廃止していますよね。これはどうして廃止されたのかというのは調査されましたか。

○市民課長　　ちょっと今資料が手元にないので記憶なんですけれども、多摩市が廃止したときに伺った話ですと、思うように利用率が伸びず、住民票、要するに証明書1枚当たりのコストが非常に割高であると。住民サービスを考えた場合に、自動交付機を撤廃して、ほかのサービスを考えたというふうに聞いております。ですから、多分電話窓口とか、うちでいう電話窓口制度みたいな、具体的にどういう制度を導入したというのは今ちょっと記憶にないんですけれども、ほかの方法を模索するというで廃止したというふうに伺っております。

○脇田委員　　小金井市が導入したときに多摩市と同じようなことにならないというような読みというものはあるわけですか。

○市民課長　　あとここで利用率が高いのが小平市なんですけれども、これは全国的にも自動交付機の利用率が高いほうなんですけれども、小平市が自動交付機と、それから窓口の証明書交付に金額の差をつけているんです、50円。そういうことで、印鑑証明については1度に5枚とか10枚も持っていかれる方もいらっしゃいますので、そういうときはかなり50円でも大きいということで、どちらも利用率が高くなるということが1点ございます。ですから、導入するときには料金の見直しも考えようかというふうにちょっと市民課のほうでは考えております。以上です。

○協田委員 ありがとうございました。

○松井委員 これは市民から見ると、早く出てくるということでの利便性はあるんですか。

○市民課長 証明書を早くという点では、自動交付機を導入するのにあと問題はカードなんです。今導入している市で、市民カード兼印鑑登録証というカードでまず1枚のカード、それから印鑑登録証だけのカードが1枚、それから住基カードでも証明書がとれるという3本立ての現状になっているのが実情なんです。住基カード対応が、もうちょっと住基カードが普及して、十分対応できますので、そちらのほうがもうちょっと進んでくるとカードの問題も解消するのではないかと。そのカードの問題が1点ございます。

それから、その他もろもろ、料金についてもそうですし、導入に関しては、ただ費用対効果だけを考えると確かに割高になりますし、市として考え方が、どうするかということなんです。自動交付機を入れるか入れないか。そこの部分の議論も当然出てくると思うんですけども、その契機として東小金井の出張所の開設時を考えているということです。あとまた別な方法も出てくる可能性もあるんです。例えば、今どんどんコンビニとか、いろいろな機械を利用するサービスが進んでいますので、住基カードを普及するためにはほかの方法も出てくる可能性もあるので、それらもちょっと動向を見てみたいと考えています。

○会長 これはせっかく企画政策課も絡む計画ですので、最終的には、次回の報告いただくときには、要員との関連とかそういう総合コスト的にどう考えたからどうしたというところを、せっかくこれ議論しましたので、その辺が明確になった形で方向がよりはっきりしてくるという形にお願いしたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○松井委員 そうですね。今の段階でやったらいかがという感じは出てこないですね。

○会長 ええ。どちらでも熟慮の上で、機械は入れる、ただし人はどうするとか。先ほどから協田さんもお話しあったけれども、我々も決して機械を入れたらその分1人必ず削れ、そんなことを言っているわけじゃ全くありませんので。ただし自然退職は円滑に進んで、かつその部分のリプレースを、なるだけ機械なり外注なり民営化の中で振り替えていくようにしていただきたいというのが我々の総意ですので、その辺を含んでぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の項目の第8、IT市民会議室の設置ということで。

○企画政策課長補佐 情報ネットワークを活用したIT市民会議室の設置ということで、市民の意見を反映できるということで拡大を図るといふ1つの項目でございました。情報システム課から説明を願ひます。

○情報システム課長 情報システム課長の伊藤と申します。よろしくお願いたします。

情報システム課の人員の構成ですが、職員が8名、課長が1名で9名です。なお、来年の4月には2名減を予定しております、来年は職員が6名、管理職が1名と、こういう体制になる予定になってございます。

I T市民会議室でございますけれども、1つは、市民の意見を市政に反映する機会を拡大するというのが大きな目的となっております。そういった目標の中で、I T市民会議室につきましては、一般的に電子会議室あるいは電子掲示板と呼ばれるものでございますが、これにつきましては、匿名性が高いことから、いわゆる荒らしと言われるような不穏当な発言等が出て、場が荒れるというようなことですが、問題が起きたりしまして、名誉毀損でシステム管理者が訴えられるといったような事態にも発展しております。

こうした問題を解決するために、最近では会員制のSNSと言われる、これは匿名ではなくて、きちんと名前を明らかにした形の制度です。こういったものが主流になりつつあります。ただ、これにつきましても、管理者の権限によって発言の当否をめぐって排除をしたり削除をしたりということができるようになっています。したがって、地域でSNSを運営するに当たっては、行政が単独で行うというよりは、市民のさまざまな団体と協働で運営に当たって、市民との合意のもとで管理権を行使するというのが望ましいというふうに考えています。

多摩地区の運用状況ですけれども、ここで17年の7月の調べということで書いてありますけれども、その後調べましたところ武蔵野市も撤退をしております。実際やっているのは今西東京市だけです、電子掲示板という形は。これも見ますと会議室が4つしかありません、西東京市は、一番多いのでも発言が4件、しかもそのうち1件は行政が提起をしたものですから、実質的には市民からの発言は3件しかない。あるいは、中には行政から提起をただけで、市民からは何の反応もないといったようなものも含まれています。

一方、SNSという形では三鷹市がこの4月から立ち上げてございます。これにつきましては、現在の運用状況を調べさせていただきました。4月から始まりまして、会員数としては10月26日の時点で700の会員になっております。それから、会議室ですけれども、88の会議室になっております。それぞれの会議室のメンバーといいますか参加者ということでは、一、二名のところから始まりまして、一番多いところは198人というふうになってございますけれども、これは、198という会員数は、要は練習用の会議室みた

いなもので、具体的なテーマを決めての会議室ではありません。具体的なテーマを決めてということで一番多いのは77名参加したもので、小学生保護者のための家庭教育支援というような会議室がございまして、ここが一番多いというような実態になっております。

小金井市におきましても、当初申し上げましたように、市民の意見を広く聞いて市政に反映をするという意味では、各課ホームページになっておりまして、各課のほうでメールアドレスを公開して、ここへ市民の意見を受け付けるということではもう十分なものがあろうかというふうに考えております。したがって、電子会議室というのは先ほども言ったように大きな問題がありますので、これについては取り組まないというのが内部での考えになっております。将来やるとすれば、先ほど申し上げましたSNSという形でやることについては検討したいというふうに思っています。

ただ、これも、SNS自体で単体でやるよりは、地域ポータルサイトの中の一機能として取り組むほうがより地域の活性化という意味では効果が高いというふうに考えておりまして、地域ポータルサイトをまず立ち上げるほうが効果的だと思います。ただ、地域ポータルサイトも、多摩地区ではまだ一市も行っておりませんので、この運用方法について今研究をしていると、こういった段階でございまして。以上です。

○会長 そうしますと、この囲みの中ではIT市民会議室を設置し、何々を図ると書いてありますけれども、今のご説明はちょっと違いますよね。

○情報システム課長 そうですね。

○会長 この文章は、じゃなくて、今の口頭のご説明があったようなことを書きぶりとしてはここに入れていくと。

○情報システム課長 そうですね。はい。

○松井委員 まだ時期尚早ということ、この言葉の中に入っていないとおかしい。

○会長 ええ。これだと何かどンドンやりますよと言っているのです。

○林委員 やりもしないことを。

○会長 ええ。やらないという理由も私は個人的にはよくわかったのですが、いいなど。いいというか、問題はないと思うんですけども、この文章の表現。

○松井委員 文章も変えて。

○会長 じゃ、文章をそういうものに変えてください。

だから、この枠の中もそうだし、それ以下のところ、必要に応じて、何かここに書いてある内容と口で言われたことはちょっとニュアンスの違うところがあるような感じ

がしたので、よろしいでしょうか。

それじゃ項目の9番目、高齢者給与の見直し。

○企画政策課長補佐　ここで、項目の9と10と11につきましては、1回目に配った資料の中では調整が
ついていなかったもので空白となっておりますが、今回の会議の資料の中で追加とさせて
いただいた資料のほうをごらんくださいませ。そちらに基づいて説明させていただきたい
と思います。

高齢者給与の見直しということで、具体的な検討意見項目としては、55歳昇給停止を
図るという目標を掲げておったところがございます。進捗状況の説明をお願いいたしま
す。

○職員課長　職員課長の加藤と申します。

高齢者給与の見直しの関係ですけれども、給与制度につきましては、ここにも書いて
ございますように、近年の地方公務員を取り巻く状況の変化だとか、あと国及び東京都
からの指摘等もあり、特に給料表及び諸手当について見直しを図っているところでござ
います。市町村のいわゆる高齢者給与の見直しということで、55歳昇給停止ということ
ではないんですが、26市の現状を申し上げますと、現在58歳の昇給停止というところが
ほとんどでして、55歳の昇給停止ということではなくて昇給の抑制、いわゆる延伸と呼
ばれるもので、普通例えば12月で給料表の1号をアップするところを例えば18か月で1
号アップ、つまり3年で2号俸アップするとか、そういう昇給の抑制というような形を
とっている市が現在2市ございます。

それ以外に、対象年齢を58歳ということではなくて57歳もしくは昇給延伸を交えて56
歳というような形で行っている市が、57歳の昇給延伸が4市、56歳からの昇給延伸が1
市と。それ以外の市につきましてはすべて58歳の昇給停止というような形に現状はなっ
ております。ですので、55歳の昇給停止という形では、26市では現在取り組んでいると
ころはまだないというような状況になっております。

本市におきましては、給与の見直しにつきましては、こちらの説明のほうにも書かせ
ていただきましたけれども、4分割の給料表の導入、4分割というのは、わかりやすく
申し上げますと、例えば昇給の間差といいまして、要するに1号俸アップすると、例え
ば1,000円1号でアップするとしますと、それをいわゆる4つに分けて250円刻みという
ような形で、号級を細かくして、将来的にその昇給の停止、昇給の停止といいますか昇
給の抑制等を、もしくは成績によって上がっていく号級を調整するような、いわゆる査
定昇給と呼んでいるんですけれども、そういうようなものをきめ細かくより導入してい

くという、そういう趣旨で4分割表というのを本年の4月1日から導入しております、それ以外に、給料表以外でも手当の関係で、いわゆる特殊勤務手当を全廃したりとか、あと通勤手当の見直し、これは具体的には、今まで例えば交通用具で自転車等を使うときに、1キロ以上ですと支給していたものを、東京都、他市の状況等を見てそれを2キロ以上というようなことの見直しを図って、あと、本年の10月1日から、技能労務職の給料表の別表化、今までは行政職、技能職一本の給料表で行っていたんですが、それを別表化するなどの、そのような見直しを行っているところでございます。

当然、高齢者の給与の見直しという意味では、冒頭申し上げました小金井市も58歳の昇給停止というところの部分では現在行っているんですけども、この55歳の昇給の停止につきましては、その昇給停止以外の部分で、いわゆる給与の構造改革であるとか、あと、近々に給与制度の見直しというのを迫られるような項目が若干優先順位的なところも出てくるようなことがございまして、そのようなところの状況を見ていく中で、なおかつ他市等の状況も当然見きわめつつ今後については取り組みを行っていききたいというふうには考えてはおります。

現状ではそのような他市の状況もしくは冒頭申し上げたような給与の見直しのことがございまして、現在ではまだこちらの55歳の昇給停止のほうは実施はされていないというような現状になっております。以上でございます。

- 会長 ご質問。
- 松井委員 東京都からは55歳で停止をするようにという勧告は出ているんですか。
- 職員課長 直接的にこの55歳の昇給停止を至急しなさいというような指摘なり指導というのは現在はまだございません。
- 松井委員 何かシグナルはあるわけですか。どう言っているんですか、東京都は。
- 職員課長 東京都のほうは、55歳の昇給停止よりも前に整理をしていただく項目というのがあるので、そちらを先にまずかかっているかということによって指摘をいただいていたのが、今日の資料に書かせていただきました特勤手当の廃止であるとか4分割を導入しろだとか、あと通勤手当の見直しというようなことで、個別に、給料表の見直しと手当では個別には何点か言われているところはありますけれども、55歳の昇給の停止自体、東京都も今55歳の昇給の抑制は行っていますけれども、停止自体は行っていないような状況ですので、ある意味では非常に強い指導みたいなことでこの項目を言われているということは現状はまだございません。
- 松井委員 その前提条件になる通勤手当だ特殊手当だというのは、東京都の言う要求というか期

待するレベルまでもう終わったんですか。まだ終わっていないんですか。

○職員課長 手当と給料表の関係は、あと今言われているのが、市議会でもちょっとご指摘をいただいております住居手当の関係が、今26市で支給の上限額は小金井市が一番高いというようなことで、こちらについてはご指摘をいただいています。ただ、住居手当についても支給の基準がございまして、小金井市は全員に出すということではなくて、今大体6割ぐらいの方に出しているんですが、世帯主とかそういう形でのいわゆる限定した形で出しているんですが、市によっては全員に一律出しているような市も実はございます。小金井市には、支給上限額は1番だということで、その今指摘を受けているところでございます。

○会長 これは、もともと行政改革大綱でこの55歳昇給の停止を図るというのを入れ込んだ経緯というのはどういったことなんですか。都も言っていない、だからといってそんなに評判のいい話ではない。ただし非常に大事ではあると思うんですけども、その発端はどこから来ているんですか。

○職員課長 今この55歳の昇給停止、他市もなかなか進んでいないという状況の理由に、実は職員の年齢の構成とポストの関係がございまして、これは前任の担当等から聞いた話なんですけど、今は団塊の世代がちょうど55歳ぐらいから、一番職員の年齢層が高くて人数も多いと。ちょうど55歳の昇給停止の話が10年ちょっと前ぐらいに出たときに、ポストのほうは逆に足らなくて、ちょうど管理職になるような方々がちょうど50歳ちょっと、55歳弱ぐらいの年齢層の方がたくさんいらして、変な話、55歳で昇給停止ということになると、ちょうど例えば課長とか部長とかいうような形に上がる前に昇給がもうとまってしまおうと。

それで、そこで上がった、昇任、昇格した後に、ずっとあと昇給がとまってしまおうという形になると、そこでのモチベーションの関係だとかそういうところもあって、そこでなかなか話が進まなかったという経緯があるらしいんですが、ただ、55歳の昇給停止自体は、通常であれば、そういう年齢構成でなければ、例えば40代前半とかそういう形で一定の役職なり何なりについて、あとそれがそのままずっとその役職等で定年までいくというような話になったときに、じゃ定年前の5年間、そういうところの部分については、ただそのまま上がっていくということではなくて、昇給停止という形の措置をとって人件費を抑制していくというところの部分からももとはこの話が多分あったと思います。

○会長 今の見通しでは、今度次回の行財政改革大綱が出たときにはまたこれが載るという見

通しはのでしょうか。

○職員課長　こちらにつきましては、現状では確かに進んでいない状況はあるんですが、各市ともに年齢構成が、先ほどの団塊の世代が退職しますと一定、先ほど申し上げたような状況がなくなってくれば、55歳以上の昇給停止という話は進んでくるのではないかというふうに思っておりますので、その部分で給与の全体の見直しの中にやはり位置付けていく項目であるというふうにこちらは認識しております。

○会長　いかがでしょうか。これは一朝一夕ですぐ、ここで議論したらすぐ何か答えが出るというわけにはなかなかいかない問題だということも承知をしておりますから。

○松井委員　26市の中でトップを切ってやるという形もなかなか大変でしょうし。ただ、項目としてはやはり残しておいて、団塊の世代の卒業と同時に実施をすることになるんじゃないかという発言ですけれども、実施をすべきだということで項目としては残しておくということぐらいじゃないですかね。どうですか林さん、東京都の経験からいって。

○林委員　思い切ってここを昇給停止を図るなんていう項目を出したんだから、私も感心するんですけど、なかなかこれは。

○会長　おそらくここに載せるまでもいろいろなことは言われる以上にあったんでしょから、せつかく、方向としては載せておいてもいいような話だから。

○松井委員　そうですね。残しておいて。ウオッチしていくと。

○会長　やっぱりできるだけ残して、かつ議会にもこういうターゲットを持ちながら進めていけるように努力してもらいたいというのが。

○林委員　非常に悪名高かったんですよ、小金井市の給料表は。通し号俸でずっと。

○脇田委員　ここに書かれている内容がそのまま妥当なんではないかと思います。東京都からの指摘があるので、先ほどもおっしゃられた4分割給料表の導入だとか、そこに4項目ありますね。そういうこともやっていて、今後については他市の状況等も見きわめつつ総合的に判断して進めていくというようなことが一番妥当なんだと思います。目標だけは、昇給停止を図るというのは残しておいたまま。それでいいんじゃないでしょうか。

○雨宮委員　ただ、見通しとしては、団塊の世代が全部定年ということになると、結構若い段階で職員の方が管理職になって、管理職手当をいい意味でたっぷりもらって、55歳過ぎたらそろそろ昇給はやめてもいいんじゃないかという流れができるという、そういう可能性はあるんですか。今は分かるわけでしょう。

○職員課長　そこが確実に申し上げられるかというところが非常に難しいところだと思うんですけども、あと、今再任用制度等で65歳までというような、定年が現在60歳ですけれど

も、これが果たして、まだ全く未確定ですから、確定的なことは申し上げられないんですけれども、例えば定年が65歳まで延びたなんていうような話にもし将来的になっていくと、そうすると55歳というこの年齢が果たして妥当かどうかという部分ももしかしたらその時点ではちょっと議論しなければならないという状況も出てくるかもしれないと思っているんですけれども。

- 松井委員　　今の雨宮委員の質問の、構成は年齢別構成表を見ると2段階に膨れていますよね。
- 雨宮委員　　ええ。
- 松井委員　　だから第1次の世代が卒業したら先は上が小さくなるというのは必然的なんじゃないですか、大幅な中途採用をやらない限り。
- 雨宮委員　　そうですね。
- 松井委員　　だから、それでよしとすべきじゃないですか、そうなる。
- 雨宮委員　　ええ。
- 職員課長　　見通しとしてはそうですね。そのような見通しになるのではないかというふうに現時点では。ただ、先ほどの定年の例えば延伸とかが出てくると、そこでまたちょっと新たな問題は出てくるかもしれないです。
- 雨宮委員　　わかります。ただ、65歳定年というのはまだちょっと今考えらる前提がないわけだから、60歳定年を前提に考えるとそういうことですね。
- 職員課長　　そうですね。はい。
- 雨宮委員　　わかりました。
- 会長　　では、次に項目の10。
- 企画政策課長補佐　項目の10につきましては私のほうから説明させていただきます。職員の相互応援体制の確立ということで、効率的な行政運営と時間外勤務の抑制のため、組織改正にあわせ、職員の相互応援体制の確立を図るということで、全庁的に取り組む必要がある選挙等の式典のほか、各課の繁忙期等に合わせて部や課を超えた職員の応援体制を図って人件費の抑制と人材の有効活用を目指すということでこの項目を行革大綱の中に載せさせていただきました。

現状といたしましては、緊急な事態や式典あるいは選挙については各部等から人員を集めて応援体制というか、いろいろな部を超えた中での応援体制はやっているところがございますが、各課の通年を通した通常業務の中での繁忙期対応策としての職員の応援体制というものについては行っていないところがあります。組織改正にあわせという形になっておりまして、平成19年度に大幅な組織改正を行ったところがありますが、その

議論の中で、一部選挙管理委員を総務課へというような議論の中で若干はあったんですけども、その程度の議論で、特にその組織改正の中では、部、課を超えた繁忙期への応援体制について具体策という議論には至りませんでした。

他市の状況を私ども企画政策課のほうで調査をしたところ、要綱的なものがあったのは3市ということで、今回資料に、八王子、武蔵村山、あきる野ということで、こういった要綱が設置されていることを資料として載せさせていただきました。町田、日野、西東京なんかでは市民税業務、これがいわゆる目指している形なんですけれども、繁忙期に他課の職員が応援を実施しているという場合もあるということでございます。本市においても、正式な形ではないんですけども、繁忙期に、職員が人事異動等で異動になった場合、時間外対応については若干応援に向かうような事例もあるようなんですけれども、制度としては確立していません。

今後の対応といたしまして、現在、この行革大綱の実施に向けて、この項目に対しての担当部ということで、各部という形で各部の中での議論に振ってしまっていたわけなんですけれども、そうすると部の中での話し合いにしかならなくて、ちょっと進捗が見えないということで、この機会に企画政策課、私どもの担当において一応要綱等を、他市を調査した結果もありますので、案として策定し、全庁的な議論のところに持っていかたいなということを考えておるところでございます。以上でございます。

○会長 本件はよろしいでしょうか。じゃ、その次お願いします、11番。

○企画政策課長補佐 はい。項目11番に行かせていただきまして、希望制降任降格制度の導入です。職員の事情や体調に配慮して係長職以上の職員みずからの希望により降任降格できる制度を導入し、人事に反映させ、円滑な組織体制を図るということでございます。それでは説明をお願いします。

○職員課長 それでは、職員課長の加藤です。すみません、先ほどの説明のときに課の人数を、申しわけございません、言い忘れていまして、現在職員課は管理職が2名、人事研修係5名の給与厚生係5名、係員10名の管理職2名、合計12名で業務を行っております。こちらの希望降任制度につきましては、人事研修係の5名のほうが担当をしております。

それでは、こちらのほうのご説明をさせていただきますけれども、まず、この希望降任降格制度ということで、こちらの位置付けなんですけれども、昨年の、19年の5月に小金井市の人材育成の基本方針という、そういったような方針を作成いたしました。その中で、意欲を高める人事制度づくりという大きなくくりの中で、複線型人事制度及び適正な人事評価システムの構築、それとともに昇任管理、いわゆる昇任、昇格の昇任

管理としての客観的で妥当性の高い昇任試験制度、また、降任希望制度の早期導入を目指すというような形でその基本方針の中に位置付けをしております。

まず、その後段の説明に入る前に、26市の状況として、現在導入に向けてどのような状況になっているかということですが、現在26市中11市で導入が進んでおります。

小金井市におきましても、人材育成の基本方針にのっとり、そこの中の項目を着実に今後進めていくということで、先ほどの適正な人事評価システムというところでは、現在、人事評価制度を今年度から管理職を対象とした試行を実施を今してございまして、平成21年度から本格実施をするというような予定でございまして、来年度からは一般職、これは一般行政職、技能職、それも含めた試行を来年度から行うというような状況になっております。

こちらの希望降任制度につきましては、人事評価制度の本格導入と複線型人事制度の構築というのをこの方針に基づき進めていく中で、当然昇任管理の部分として、降任希望制度というものについても早期導入に向けて取り組んでいきたいというふうに現在思っております。

他市の、実際どのような対象理由だとか、そのようなところ、制度の仕組みになっているかと。大体大まかに申し上げますと、ほとんどの導入している市が、職員本人の病気だとか、あとは家族の介護等により現に有する役職の職責を果たすことが困難であるというような場合に認めているというような形で行っているところが非常に多いような状況になっております。

今までもこの希望降任制度、こちら何も検討していなかったかということ、実はこちらは若干職員団体のほうとも話をさせていただいたような経過もちよっとあるんですけども、先ほどの人材育成の基本方針の中で、人事評価制度の導入であるだとか複線型の人事制度もしくは新たな昇任昇格制度の構築の中でやはりこれも一緒に考えていかなきゃいけないということの位置付けにしておりましたが、先ほどの職員の年齢構成的に、団塊の世代がこのところで大量退職されて、管理職等が、若い管理職の方がなれるような状況が出てくる中で、これは小金井市に限らず、そのことによって例えば体調を崩されるだとか、あとは団塊の世代の方々で、ちょうど親の介護だとか、そういうところというのはやはり出てくる状況が考えられますので、ここにつきましては、職員課のほうとしましては、他市、今11市も導入している例もありますので、こちらを早急に具体的なところを詰めて取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○林委員

これは、当然のことながら責任の度合いに応じて給料が与えられるわけでしょうから、

給料表と連動するわけですね、降格するとか。

- 職員課長　　はい、そうです。そこは、例えば課長職から係長、主任に落ちるということになる、その給与の格付は当然その級の格付の直近下位のところに張りつける、そういう形の実運用をしているところがございます。なので、それは当然職務給、当然小金井市も導入しておりますので、そういうような形で級は当然連動して下がると。
- 林委員　　心配なものだから確認しました。
- 職員課長　　ほかの市で導入している例もそういう形の運用をやはり行っております。
- 会長　　ただ、ご説明ではそのとおりだと思うんですけども、下げたってあまり下がらないという話があるので、非常にきつい仕事で、議会の先生に怒られたりするようなら、1格落ちて、給料も何千円か安いぐらいならそのほうが良いというケースもあり得るといふふうに聞いているんですけども、その辺はどうですか。
- 職員課長　　これは、そこはやはり対象の理由、いわゆる降任降格の対象とするところでいかに網をかけられるかということにかかっているかなと思ってまして、他市も、対象をあくまでも職員本人の病気によることと、あと家族の介護というところで、その家族の介護といういろいろなパターンがあると思うんですけども、その部分を、ちょっと言い方はあれですけども、何でもかんでも手を挙げれば降格ということではなくて、その対象の部分をしっかりと制度的にしていかないと、今おっしゃられたようなことが当然起きてきますことも考えられますので、そこはきちんと考えていきたいというふうに思っております。
- 会長　　それは規定というか内規の中で、どこかを読めばそういう運用をするというようなことは書いてあるんですか。
- 職員課長　　実際に要綱とか規定で定めているところが多いんですけども、そこには単純に対象理由は先ほど申し上げたような部分しか書いていないんですけどもね。あとは、例えば家族の介護といっても、そこをパターンとして幾つもすべて並べるというのはなかなか難しいと思うので、その部分は多分その都度判断しているんだろうというふうには思うんですけども。
- 脇田委員　　すみません、よろしいですか。この希望制降任降格制度というのは、その事由は、ここに枠囲いで書かれている職員の家庭事情や体調に配慮というそこしかないわけですか。それ以外は認めないという方向性なんですか。
- 職員課長　　現時点ではその2つの要素に限って、ほか、他市で導入しているところでは、市によっては、今申し上げた、掲げる理由に類する理由によりという形をうたっている団体さ

んもあるんですけども、ほとんどのところが本人の健康上もしくは家族の介護というところでくっついているところが今のところは多数です。

○脇田委員 民間の感覚で言いますと、こういう制度をぱっとここだけ見ると、これはあくまでも本人の希望ではあるんですけども、その職を全うする才能とかも含めて、資質とかも含めて、ない方に、その方もそういう仕事についたらご不幸だろうから、ご自身の希望で降格降任していただくという制度で、自治体側としては当然それによって、十分なそれに見合う人件費の抑制というか下降があるので、これは当局側にとっていい制度というふうに私は読みます。決して職員に対するサービスじゃないはずなんですけども、今のおっしゃられ方だと、この制度をつくっちゃうと希望者が殺到しちゃって、それを一生懸命抑制するためにそういう理由を絞っているという、そういうふうな制度のように聞こえるんですよ。

○職員課長 そこは、非常に鋭いご指摘なんですけれども、実は、実際にその管理職に、言ってみればその資質がないというような、ちょっと極端な言い方をしますと。そうすると、公務能率の向上のためにいわゆる分限処分というのが別個ございまして、もしそういうことであれば、適格性に欠けるだとか資質に欠けるということになるとむしろ分限処分的な、いわゆる本人の意に反しての降格と。降任というようなところの部分が一方でございまして。

○松井委員 それは制度としてあるわけですね。

○職員課長 はい。

○松井委員 実際に運用されたこともあるんですか。

○職員課長 今までは、分限として降任というのは、1件だけございます。

○脇田委員 それはどちらかというと懲罰的な意味合いが。

○職員課長 いや、懲罰的というよりも、むしろやはり本人が、まだ希望降任制というのがないので、健康上の問題でその職をできなくなったということ。

○脇田委員 そのときはこの制度がないからその制度を適用するしかなかったということですか。

○職員課長 そういうことです。

○脇田委員 もし当局側の意思でそれをやろうとすると懲罰的な意味になっちゃいますよね、その制度だと。

○職員課長 懲罰という言い方がちょっと正しいかどうかというとあれです。ただ、いずれにしても、公務能率の確保のためという意味では、そこで分限処分という形の位置付けには確かになります。

- 脇田委員 もう一点お聞きしたいんですけども、よろしいですか、続けて。
- 職員課長 はい。
- 脇田委員 係長以上と書いていましたっけ。
- 職員課長 はい、係長以上です。
- 脇田委員 係長の方が係長じゃない、その直前のところにおりということが可能な制度ということですよ。じゃ、その方がこの制度を利用して係長から係長の直前のところまでおりたときに、賃金は、係長に昇格する以前の賃金プラス毎年の昇給見合いの部分というふうになるんですか。
- 職員課長 ここは、運用上まだこちらこそこの部分細かい詰めは実はしていないんですけども、考え方としては、係長で今いる給料から、例えば5級にいれば4級の直近下位といたしまして一番近い低い額になると。そこに張りつけて、当然のことながら。ただ、この希望降任という形になると、本人の言ってみれば理由で下がるので、それは直近下位に下げるのか、それとも実はもう何号下に下げるとか、その辺の運用はつくり込みによって少し変わると言うんですけども、いずれにしても、降任すれば給料表の格は下がりますので、現給以下に当然なるという前提で制度的には考えていかなきゃならないというふうに思っています。
- 脇田委員 しかしそれは直近下位なんですか。
- 職員課長 そこが、直近下位にするのか、それとも、本人が希望でということであれば、それはもう何ランク下げるということも、当然それはあり得ると思います。
- 脇田委員 要するに、係長任用をもしされていなくて5年来られた方と、係長任用されて5年来て、ここでその制度を利用して下がった方とではどっちが賃金が高くなるのかということをお聞きしたいんですけども。
- 職員課長 その部分は、確かに係長まで上がって下がると、当然のことながらそのほうが、要するに同じ主任でいても、同じ例えば主任の年数いても、もう係長に上がっている時点で既にもう昇格すれば高くなるんです。ですので、同じ主任の例えば同じ年数の人であっても、その人よりは高くなっちゃうと思うんです。なので、その部分をどうするかと考えたときに、直近下位に張りつけるのではなくて、もう何号か下に配置するというような考え方も一つにはあると思います。
- 脇田委員 そうしないとこれはほんとうに従業員サービスになっちゃいます。
- 松井委員 これはまだ決まっていないんだから、ちゃんとした運営をしていただきたいということですね。

○脇田委員 うん。ちょっと趣旨がわかりにくい制度だなと思うんです。何が何でも下げろということを行っているわけではなくて、何のためにこの制度を入れるのかな。行財政改革ですよ、これはね。

○松井委員 改革にならんですね。

○脇田委員 わかりました。

○松井委員 よく運用は気をつけていただきたいということを要望しておきましょう。

○会長 じゃ、その点を付与した厳格運用を旨としていただきたいと思います。

それじゃその次、項目の12、各種健診の見直しについて。

○企画政策課長補佐 各種健診の見直しということなんですけれども、本日、健康課長が出席する予定だったんですけれども、急遽緊急の公務が入りました関係で欠席させていただいております。つきましては、具体的な質疑等はちょっとお答えできない部分がありますけれども、ご意見いただいて、質疑については保留するなり、答えられる部分であれば答えたいと思います。内容は、一部負担金、各健診について受益者負担をお願いするということでございます。

なお健康課の職員体制については、正規職員15名、非常勤5名ということで、20名で健康課は業務を行っております。

小金井市については、各健診、特定健診等の開始に当たり、受益者負担についても一応検討はしましたが、特定健診初年度ということもあり、各健診とも受益者負担は無しといたしました。資料については、前回お配りした資料に戻っていただきまして、17ページになります。17の1ということで主管課から出ました資料を載せさせていただいております。自己負担、いわゆる市民の方に一部負担をお願いしているかしていないかの表を載せてございます。小金井市は乳がん検診40歳以上に自己負担があるということですが、その他については自己負担はないと。無料で健診を行っているというものでございます。以上でございます。

○会長 これは、この17の1ページになりますけれども、自己負担がないという市が圧倒的ではあるんですね。多摩地域では。

○企画政策課長補佐 そういうことです。

○松井委員 3分の1ぐらいが各種の健診では自己負担ありと。小金井市は全部なしと、そういうことですね。

○会長 そのとおり。

○雨宮委員 少し長い目で見ると、健診をやって、早期発見して治療費を少なくすれば長期的には

市の負担が低くなるという、こういうふうを考えているということですか。そこら辺はどうなんですか。そうだとすれば、何かあまり短いレベルで負担を求めて帳じりを合わせることも、どんどん健診してもらって、あまり病人、重症になってもらわないようにするほうがいいんじゃないかと思うんですが、そこら辺はどうですか。もともとは受益者負担をなしとしたということの背景はなんだったんでしょう。

○企画政策課長補佐 私も詳しいことはあれですけども、聞いた話によりますと、確かに自己負担がないほうが受診率はいいわけでございますが、自己負担をしますと、その分行かなくなってしまふという実態はあります。ですから、予防という意味では負担がないほうが受診率は高いという意味から、現在はまだそちらのほうにウエートを置いて受診料をいただいていないということだと思います。

○会長 これは市民には別に積極的にPRはしていないわけですか。あるいは逆に、先ほどの雨宮委員のお話のようなことを考えると、大いにPRして、多少当座のお金はかかるけれども、総合的な市の負担が。

○中島主事 すみません、企画政策課の中島と申します。本日ちょっと健康課長が欠席ということで、前年まで私この健診を健康課で担当していましたので、お答えをさせていただきます。

こちら、自己負担のPRというのは市民の方にはやっております。あくまで内部の検討ということで、健診等をご協力いただいている医師会の先生方、そして有識者の方で構成される健康づくり審議会、そういった中で議題に上がることはあるんですけども、積極的に市民の方に、こういう自己負担を検討しています、ご意見いかがですか、そういった形で伺ったことはございません。

○松井委員 これは全市民対象ですね、ある年齢から。

○中島主事 健診ごとに国のほうで一応一定の基準を設けて、40歳以上とか健診の年齢を設定されているんですけども、市民の方についてはその年齢以上の方は原則対象ということで昨年まではやっておりました。

一応資料のほうに載っております平成20年度からの新しい健診、こちらというのが19年度までと大きく制度が変わりました。健康保険組合に40歳以上の方の健康診断をやる義務を課す法律が始まりまして、つまり今までは自治体で健診をやっていたんですけども、これからは自治体ではなくて、がん検診とかは別なんですけれども、普通の健康診断と呼ばれるものは健康保険組合、皆さんがお入りの健康保険組合で40歳以上の人は健診を受けられますという制度に変わっております。ですので、同じ小金井市民の方で

あっても健診を受ける、健診を受けさせてくれる実施主体が異なることになります。

小金井市の場合で言いますと、健康保険組合、国保というのを運営しておりますので、小金井市の国民健康保険のほうで小金井市の国民健康保険に加入の方の健診は実施はしますけれども、他の社会保険とか、会社にお勤めの方はいろいろな健康保険組合に入っているんですけども、そういった健康保険組合の健診につきましては、別途その健康保険組合から通知が来るという形に変わっておりますので、この平成20年の4月から大きく健診の形というのが変わった現状がございます。

○会長 この枠の中ですが、徴収について検討するというのは当初の宿題だったところですね。

○企画政策課長補佐 そうですね。

○会長 その答えは、別に現状どおり受益者に負担は求めないと。

○企画政策課長補佐 そうです。ないということです。

○会長 というお答えですね。

○企画政策課長補佐 はい。現在については、今の進捗状況としては、特定健診を除き、国保対象者について、その徴収については一応検討したけれども、無料という決定を現在はしたということですよ。

○会長 これは年間どのぐらいの負担、額なのか。

○中島主事 負担額というのは自己負担額のことですか。健診の費用の中での。

○会長 いや、市が市民になりかわって負担している総額は、例えばわかりますか？

○中島主事 20年度に始まったばかりなので、負担の総額というのは、決算というあたりではまだ出ていないんですけども、基本健康診査という19年度の健診、これが普通の健康診断と呼ばれるやつで、小金井市の場合は56歳以上の方は病院で受けてという形なんですけれども、ちょっと記憶がはっきりしないんですけども、約4億円ぐらいかかります。

○松井委員 4億円ね。1人数千円はかかりますから。

○会長 600億円の会社が、4億円とはいえ、気前よくやれるほどの立派な会社だってことで。

○松井委員 ただ、雨宮さんの言われるように、予防医学で先につかまえたほうがトータルの医療費としては安いと。

○会長 いや、それをPRしていて、それで大量処理しているんなら効果は上がるけれども、何かわかっている人だけもうかるような。わかっている人だけが何か、ああもうかったと思うような制度を一方でつくっておいて、それが二、三千万円ぐらいで済んでいるんなら、それもお愛嬌かというか、市の福祉志向というようなことをPRもできるからいい

いと言えるんだけど、4億はちょっと高くて、そのくせPRしていないから何か、アクセルとブレーキと両方踏んでいるような感じがしませんか。

○松井委員 わからない。わかりませんね。どっちがほんとうに市の行政と市民のサービスとのバランス上どこがいいのかというのは、なかなか判断が難しいと思う。

○雨宮委員 重病になったら1人何百万かかるってよく言われましたよ。

○会長 そうですね。

○雨宮委員 だから、1人何千円とかだったらそのほうが良いということ。専門家にそこはちゃんとはっきりと、10年単位ぐらいの試算をしてもらわないとわからないと思います。

○会長 これはまた別途受益者負担のあり方なんていうことで。

○戸張委員 ちょっといいですか。

○会長 はい、どうぞ。

○戸張委員 56歳以上ですか、今お答えいただいたのは。

○中島主事 去年までは基本健康診査ということで自治体で健診をやっていましたので、56歳以上の方には個別に通知を送って健診を受けていただいて。

○会長 じゃPRしているから。

○松井委員 それは全員送っているんでしょう。

○中島主事 そうですね。個別通知を送っています。56歳以上の方の人口で、ちょっと記憶が定かじゃないんですけども、2万三、四千件ぐらいは案内の通知を送っております、19年の段階でなんです。ただ、それは制度がもう変わっていますので。

○松井委員 今度は何歳以上。

○中島主事 今度は40歳以上に年齢が下がっております。ただし、市民の方全員に市が通知を送るのではなくて、その市民の方が入られている健康保険組合からそれぞれ通知が来ますので、それは市民の方それぞれ受け取り通知が違うということになっていますので、一律に去年のものと今年のを比較することがちょっと難しくなっています。

○戸張委員 ありがとうございます。

○雨宮委員 会長、56歳以上の市民には全員来ているということはあります。

○会長 そうですね。はい。だから。

○雨宮委員 多くの人はそうだったら行っているとは思いますが。

○松井委員 この問題は課長もいないし、じゃ片づいたということにしないで、来年のどこかでもう一回議論する。

○会長 今後例えば受益者負担のあり方なんかがね。

- 林委員 むしろ重要な問題です。
- 会長 ええ。後ほどの案件でも保育料金どうするとかいろいろなことがあるので。
- 林委員 そう。
- 会長 それで、ここは一つ一つについてもおそらく答えの出ない話でありますので、そういうところで統合していずれまた議論の機会を設けましょう。ということで項目の12は終わります。では13。
- 企画政策課長補佐 各集会所の有料化の検討について。現在無料の集会所について有料化の検討をするということでございます。お願いします。
- コミュニティ文化課長 コミュニティ文化課長の小柳です。
- 現在、各集会所は全部で12施設ございまして、そのうちの4会館クラス、婦人会館、上之原会館、西之台会館、上水会館はシルバー人材センターに2名体制で管理運営をしていただいています。それから、ほかの8施設、各集会所なんですけれども、こちらは町会を通じまして管理人を定めていただいて管理運営をしていただいている状況がございまして、その中で婦人会館等は昭和42年の8月に開館しておりまして、大分年数等たっております。また、集会所関係につきましても昭和47年建設等、大分古い状況が生じております。以上です。
- 会長 ちょっと何かわかったと言いくいんですけれども、有料化を検討する。何々する折に検討したいたから、今のところは積み残しという。
- コミュニティ文化課長 すみません。そういう古い状況がありまして、集会所によりましては設備等が大分傷んでいる状況がありまして、そういう状況があるということをご認識いただければと思うんですが。よろしくお願いします。
- 会長 ということは、リニューアルしてお金を取れるぐらいの立派な建物になったらそのときに有料化を考えたい、そういう意味ですか。
- コミュニティ文化課長 はい、そうです。
- 松井委員 この2つは有料化がもう実施されましたということですね。
- コミュニティ文化課長 今東小金井の通称マロンホールと前原の暫定集会所、あと商工会のこちらは萌え木ホールですか、そこにつきましては今現在有料化で施設を運営しております。
- 会長 これも有料化というのは、例えばワンホール3時間借りたら幾らとかってあると思うんですけれども、どんなぐらいのものなんですか。
- コミュニティ文化課長 参考に、こちらは萌え木ホールなんですけれども、そちらの商工会なんですけれども、A会議室が500円、A会議室の規模が、大体66名入れる施設なんですけれども

も、そこで108平米ございます。それで500円、B会議室が30名、54平米、約半分ぐらいの広さなんですけれども、そこで300円という。

○会長 これは1時間当たりということになるの。1回当たり。

○コミュニティ文化課長 9時から1時間当たりの部分になっています。

○松井委員 安いですな。

○会長 それじゃ、次の保育料の点もそういう費用対効果、いろいろな点では受益とのバランスということがありますので一緒に。どうぞ。

○企画政策課長補佐 じゃ、次の保育料の改定につきまして、受益者負担適正化を考慮し、国基準徴収額の50%をめどに改定という項目について、では説明のほうをよろしくお願いします。

○保育課長 保育課長の小野といたします。よろしく願いいたします。

それでは、保育料の改定につきまして、現状、問題点等についてご説明させていただきます。保育料の改定につきましては、前回のこの市民会議のほうでご検討いただきました保育業務の見直し、ピノキオ幼稚園業務の見直しとともに児童福祉審議会のほうに諮問いたしました。その答申の中で、保育料の改定と保育料の改定を見送りを選択するというところで両論併記の結論に至ってございます。

保育料につきましては、保育サービスを受ける者が応能、応益により負担することを原則としてございまして、小金井市における受益者負担適正化に関する基本的な考え方で、保育料につきましては国庫負担金徴収基準の50%を目途に改定をしているところでございます。前回の保育料の改定、平成12年度に行ってございますが、このときも国庫負担金徴収基準の50%を目途に改定をしております。

長引く景気低迷等の影響により、保育料の決算状況でございますが、資料に書いているそれぞれの割合、民間保育所・園のみの割合になってございますので、公立園とあわせたものと両方を説明させていただきたいと思っております。まず平成17年度の決算では国庫負担金徴収基準の44.3%、こちらは民間園のみです。公立園を含めると47.2%となります。

18年度決算で、民間園のみで45.1%、公立園を含めると49.7%になります。平成19年度決算におきましては、平成18年度の税制改正の影響によりまして所得税の増額がありまして、その結果保育料の増収もあり、こちらに書いてある48.6%につきましては民間園のみでございますが、公立園を含めると49.7%でございます。いずれの年度におきましても50%に満たないという状況でございます。

平成20年度につきましては、これは4月の調定状況ではございますけれども、平成19

年度の税制改正に伴いまして所得税の減額が見込まれてございますので、保育料の徴収につきましても国庫負担基準の43.2%、こちらは民間園のみでございますが、公立園を含めても44.7%になる予定でございます。

それで、実施に当たって取り組みがおこなわれている理由につきましては、税制改正に伴う保育料への影響が1つございますが、こちらについては、税制改正によりまして所得税の減額、住民税の増額によって住民負担は変わらないといたしましても、保育料を改定すると保護者負担は増額になってしまうというのが1点問題であります。

もう一つの問題点といたしましては、保育料につきましては、基本的な保育に関するものの受益者負担というところになるんですが、保護者の立場からお話しさせていただきますと、一般的な保育といっても、保育園の建物、かなり老朽化進んでございますし、地権者に対する対応についてもまだまだのところがございます。また、待機児童の解消も図らなければならない、民間認可保育所に対する補助金制度の拡充等保育サービスの拡充を図ることが求められてございます。それが1点問題としてございます。

今後の実施に向けての考え方でございますが、多摩26市中、平成20年度までに保育料の改定を実施していない市は11市となっておりますので、本市におきましても、基本的な考え方でございます国庫負担金徴収基準の50%を目途に保育料の改定は検討していかねばならないというふうに認識しているところでございます。以上です。

○会長 いかがでしょうか。

○会長 これ実は私、市長向けの提言書（案）の関係でいろいろ検討させていただいて、特に児童福祉審議会の答申だとか読ませてもらったんですけども、いろいろちょっと問題があるように思いました。

ということは、保育料というのは月に大体1万5,000円かそこらだと、小金井で。ここに書いていないけれども。それでコストはどうだというと、お子さん1人当たり200万以上かかるわけです。それはなぜかというと、1つには職員が保育士やっていて、その人の給料は900万、1,000万、高いからそういうことになっているんですけども、それにしても、便益200万円のものを楽しんでいる親御さんが、1万5,000円ということは年間20万円以下だから。

そういう形で、それはもちろん、そういう便益を得ている人は今どおりでいくのが一番いいということだけれども、全市民で考えると、じゃほかの市民がそういう特定の人に……。

○松井委員 持ち出しになっているものね。

○会長 ええ。200万のコストをかけて20万円以下のものをいただくような制度で結構ですと言えるかどうかと。しかも保育園が50人ぐらいたというのならしょうがないですけども、たしか1,200人とか、何せ1,000人オーダーでいるわけですから。そうすると市民のある種のそういうバランス感覚的にももうちょっと上でもいいんじゃないかと。それは今お話あったように市民の受益度合いという意味でもそうだし、それからほかの市のそういう徴収額がどうなっているかという点でも、小金井が40もいかないところを50も出してる、それに比べると随分上があるだろうし、うちも孫のいとか、それが品川なんですけども、それは今度上がって6万幾らになるとかって言っていましたけれどもね。それと小金井と比べる必要はないですけども、そういうふうにいるいろいろな意味でひずんでいるのではないかと思うんです。

○林委員 別な意味からいうと、少子化対策なんていう形でやっぱり子育てを支援していこうという、そういう立場もあるわけですから、それをあまりコストの面だけを強調されると、ちょっとどうかなという気がします。

○戸張委員 いいですか。

○会長 はい。

○戸張委員 女の方が子供を預けて安心して働けるという状況をつくらないと税金を納める働き方できませんよね。そういう点からも、それは20万ぐらいの負担で200万円の恩恵を受けるといのは確かに大きいかなと思うんですけども、子供をこれから産んで育てようと思っている若い方には果たしてそれだけの負担できるかなと思うんですけども。それがだんだん、もうお金かかるから子供産むのやめようなんていう若者、周りにたくさんいますよね。だから、それをどうしたらいいだろうかというのと考えて保育料のアップを考えないと、そんなに子供の教育お金かかるんだったらもう子供産むのやめにしようという周り多いですよ。

○会長 どうぞ。

○中野委員 それはお子さん1人に対して1万5,000円ですか。

○会長 のようです。もっとも親御さんの所得によってね。所得によって変わるでしょうけれども。

○中野委員 小学校に上がるまでゼロ歳から預けるおうちいらっしゃると思いますよね。そうすると、小学校入るまでの6年間の間に、1人だったらいいですよ。でも若いお母さん、少子化とはいえ2人、3人と預けるとなると掛ける2、3となってまいりますよね。そうすると収入はお母さん、両親の収入が1つで、どんどん増えていってしまっ。そういうこと

も考えれば、やはりあまり上げてしまうのも少子化に拍車をかけるような感じになるんじゃないかなと思います。

- 松井委員　これは、私立の保育所はどのぐらいもらっているんだろう。私立。
- 会長　その点はどうなのでしょう。地域によってえらく違ったり何があったりで。
- 林委員　どうなんですか。
- 会長　うちの孫だと5万ぐらいかな。
- 保育課長　先ほどの1人当たりの保護者負担なんですけど、平成19年度の実績で、平均になるわけなんですけど、公立保育園のほうで保護者負担が約2万円です。
- 戸張委員　1か月ですね。
- 保育課長　1か月です。民間のほうは、同じく子ども市のほうで全部計算をして保護者のほうに通知を差し上げているわけですけども、私立のほうは1か月で1万8,000円になります。
- 戸張委員　私立のほうは安い。
- 松井委員　1万8,000円親御さんからもらっている、平均して、1か月に。公立のほうは2万円もらっている。
- 保育課長　そうです。
- 戸張委員　え、ほんとう？
- 保育課長　これは実績でございますので、保護者のほうの就業状況、お給料の状況によって当然保育料は違ってきますのでこの差出てございますけれども。
- 脇田委員　それは、私立というのは公認ですね。
- 保育課長　認可保育所です。
- 脇田委員　認可保育所ですよ。
- 保育課長　はい。
- 松井委員　それで私立は経営として一応成り立っているんですかね。
- 保育課長　認可保育所につきましては国のほうとか都のほう、国と、あと市のほうからも負担金を出してございますので、その負担金とかもろもろの補助金等をあわせて運営している状況でございますので。
- 松井委員　幾らぐらい負担金が出ているかはわからないですか、私立のほうへ。
- 保育課長　私立のほうですか。じゃ、ずっと上から読ませていただきますが、まず児童1人当たりに、民間保育所なんですけど、月額12万5,000円ぐらいの経費がかかります。うち国の負担金が約2万2,000円、都の負担が約2万9,000円、市の負担が5万6,000円、それと

保護者負担が先ほどお話しさせていただきました1万8,000円で、これで賄っているという事です。

○松井委員 それが私立？

○保育課長 はい。

○松井委員 公立は計算はされていないんですか。

○保育課長 公立は、児童1人当たりに公立のほうは約15万8,000円かかっています。

○松井委員 月ね。

○保育課長 はい。それで、国の負担はございませんで、都の交付金でございますが、約1万8,000円、市が負担してございますのが約12万円です。保護者負担が2万円。そのほかにいろいろな収入が約6万8,000円ぐらいございます。

○松井委員 考え方として合っているのかな。公立の場合に月に15万何千円は合計でかかっていますと。年間200万弱かかっていますと。私立のほうは12万5,000円かかっているけれども、そのうち市と都と国とで約10万ぐらい、10万ちょっと。

○会長 11万ですか。

○松井委員 それで考え方が合うのかな。

○会長 おそらく公立のほうが高いというのは保育士さんの給料が高いから、それで原価積み上げのときに差がついてくるんでしょうね。ほかにも多少あるけれども。私がさっき言ったのは何か血も涙もないみたいに聞こえるかもしれないけれども、そうじゃなくて、要するに200万もかかっている人が、ここでいう45%今取っているのを50%にしましょうと。それが何年になるのかは別にして、そのぐらいのことは市のバランスからして、幾ら子育てだの少子化だとしても、払うものはきちっと払ってやらないと問題だろうと。さっき言ったいろいろな有料化の問題とか何かとのバランスなんですけれども。

○松井委員 でも、私立の場合でも、親御さんは2万円しか払っていないけれども、これは小金井市も東京都も国もつぎ込んでいるわけですよね。差額は12万と15万と3万円か4万円しか公立と私立の差がないけれども、その3万円、4万円の差は多分職員の給料の差でしょうと、こういう理解でいいんですね、ほぼ。

○会長 どうですか。

○松井委員 そういう理解でいいんですね。

○保育課長 はい。

○雨宮委員 その50%になった場合には幾らぐらいになるんですか、それに賛成するか反対するかはともかく。

- 保育課長 保護者1人当たりですか。
- 雨宮委員 ええ。国庫基準徴収額の50%になった場合にはどのぐらいのお金になるんですか。
- 保育課長 お1人当たり月約1,000円から1,500円上がります。
- 雨宮委員 上がるということですか。
- 保育課長 はい。
- 雨宮委員 そうですか。
- 松井委員 そんなもん？
- 保育課長 平均ですので、保育料が高い人もいますので、高い人については相当上がる形になると思います。平均で。
- 雨宮委員 なるほど。じゃ、低い人には低くなるわけですね、当たり前ですけども。
- 保育課長 そうです。
- 雨宮委員 なるほど。だから、この内容の1行は平均1,000円か1,500円ということのレベルだということですよ。それ以上でもそれ以下でもないという。なるほど。ちょっと複雑な問題ですね。
- 戸張委員 50%というからびっくりしたんです。
- 脇田委員 これは1人当たりとか総額とかで考えてもあまりいい答えは出なくて、例えば就労、労働していても年収が200万を切るなんていう、そういう質の悪い労働があるわけで、そういう方々がお子さんを預けるのに1万だ2万だ取るなんていうのは、こんなのは取るもんでないというふうになっちゃうだろうけれども、一方で女性の方もそういう意味では、アントレプレナーで起業される方なんていうのは年収1,000万を稼ぐためにお子さんを預けて、それが2万円じゃ安過ぎますよね。だから、どういうふうな保育料体系になっているのかということは考慮しないとわからないんじゃないかなと思うんです。
- 雨宮委員 もっとじゃ累進性を高めて50%確保というのも一つの手じゃないですか。
- 林委員 でも所得捕捉がなかなか。
- 雨宮委員 難しいですね。大変稼ぐ女性が気軽に預けてもらわなければまた困るでしょう。女性もちょっと優遇して稼いでもらって税金をたんとなめてもらうというほうが。ここでけちって、1,000円ぐらいけちって何かやる気をなくさせてなんていう話よりはましかもしれない。ちょっと雑な言い方ですが。そこら辺の問題をどう考えるかですね。
- 会長 一方では、今預けているお母さんが、コストとして、保母さんに、あの人に年間1,000万円を払って、それで200万がかかっているんですということはおそらく伝えていないと思うんです。ただ単に、今私は1万5,000円という理解していたけれども、2万円か

もしませんよ。そういうのを今度は規定、私はこんなふうを考えて50%にしたい、2,000円上げたいと言っているんです。それを聞けば嫌だと言うに決まっていますよ。ただ、200万ということは、もしもきっちり腹分かりして、そのサービスを受けていると思えば払うだろうし、そんなサービスに200万なんてどこか計算がおかしいと言う人もいると思う。それはどうしておかしいかといったら、市の職員と給料があまりにも世間と違うという、そこから来ているというふうにまた話が進むので。それは健全かどうかは別にして、そういう話です。

○松井委員　でも私立のほうも小金井市からも東京都からも国からも10万を超える費用が少なくともそこへ行けば出ているわけです。だから、その200万という議論はちょっと危ないかもしれない。160万と200万か何かという議論に近いと思うんです。

○会長　でも、先ほどの話だと、市は12万公立に払って私立は5万5,000円とかね。

○松井委員　いや、5万、2万9,000、2万2,000だから11万ぐらいです。

○会長　全体ではね。ただ、市としてはですよ。小金井市としては。

○松井委員　いや、市としてはそうだけれども。公立のほうだって出ているんでしょう、それに見合う補助が。公立の保育園も。

○保育課長　公立の保育園の運営は原則として市でやりなさいということになってございますので、東京都のほうから出ている交付金なんですけれども、1万8,000円です。そのぐらいいしか出てございません。あとはほとんどが市の一般財源です。

○松井委員　それで差額が大きくなるんだ。私立のあれと違うんだね。公立の場合は援助が非常に少ない。何万円もの差が出る。それが小金井市の負担になっている。

○雨宮委員　そういうことですね。

○戸張委員　市の負担が大きいですね。

○脇田委員　そもそもこの保育料の改定というところで受益者負担の適正化ということを書いているんです。この少子化であるとか年齢構造がいびつになってきている日本社会の人口構成とかって考えたときに、そういうご時世であるということを書いたときに、果たして子供を産み育てることに対して市から便宜を受けることが受益であるというふうにとらえていいのかなという気がするんです。

そういうのって、ある特定の事由があって、そのサービスを受けなきゃいけない人はほんとうに受けなきゃいけないけれども、受けなくていい人は全然受けないという行政サービスというのはいろいろあると思って、例えば年金なんかであれば世代間で、今年金をもらっている世代というのは、我々がこれから払い続けていく、それは今は賦課方

式ですから、年齢構成によって全然変わってくるわけで、そのことを一々不公平だと言うと賦課方式自体が成り立たないのと同じだし、私はわりと健康なほうなので思うんだけど、自動車保険と同じで、何年間医者にかからなかったら健康保険料を安くしてほしいって、冗談だけでも、そういう主張をしたことはあるけれども、病弱の方は何回かかったって別に保険料上がるわけじゃないですよ。それをやったらまずいですよね。そういうことと同じなんじゃないかなと私は思うんですけどもね、保育料というのは、

○戸張委員　　子供は国の宝という考え方が根底にないとこの議論してもしようがないんじゃないかなと思うんです。

○脇田委員　　うん。そう思います。

○戸張委員　　子供を産まなくなっちゃう夫婦が増えたら、ほんとうに日本は大変になっちゃうと思う。

○雨宮委員　　僕も、おいが小金井市に引っ越してきました、それで夫婦共稼ぎで、非常に両方とも高給取りで、それはちゃんといてもらってたっぷり税金を納めてもらって、例えば今度市内にいい保育所ができるそうです。それもすごくいいとか喜んでいまして、彼らにいてもらって、この分以上の税金を払ってもらおうほうがいいんじゃないですか、まちとして、市として。そう思うことがあるから、あまりここでぎしぎしに1,000円や1,500円で負担感を誘うような状況は戦略的には僕はまずいと思うんです。

○戸張委員　　私も賛成です。

○脇田委員　　むしろ子供を保育所の、さっきもちよっと私が話した意見に通ずるんだけど、子供を預けている、要するに保育サービスを受けている方々の中での応能性を高めるということが必要だと思うの、私は。そう思うんです。

○雨宮委員　　だから、それは累進とは言わないにしても、僕はお金を取るものは取ると。そういう人たちからは取ってもいいと思うんです、僕のおい夫婦とかからは。たくさん。たくさんといっても1,000円や1,500円のレベルよりは、もっと高くなるでしょう。

○会長　　累進性はものすごくしっかりしていますよ。僕も小金井市の表を見たんだけど、何のことだかわからないぐらいに表が細かくできていて、年収幾らなら幾らでどれがこれだから何か控除があつてどうのこうのとか。とても表なんかつくれない、グラフには、

○雨宮委員　　僕も十分累進の被害者だと、思ったんですが。

○松井委員　　けれども、基本的には設備のいい私立の保育所を小金井にたくさんつくってもら

ように働きかけをする必要があるということですか。

○戸張委員 市の負担のことを考えたら。

○脇田委員 いや、ですからそれは、私立といっても、その辺の24時間やっていますとかっていう完全な公認ではないところではないわけで、公認なわけですよ。とすれば前のほうの保育所の民間委託とかということに当然なっていくわけでしょう。それはそれでまた別の問題であって。もう終わった論議ですけれども。そういう意味じゃ、現有の市で抱えている保育労働者の自然減にあわせてそういうことをやっていくのなら構わないけれどもという話です。

○松井委員 でも、それはやっていかなくちやいけないですよ。

○脇田委員 やらなきゃいけないでしょうねというのは私の立場で言いづらいところはあるんだけれども。

○会長 時間の関係もございますから、本件については今後の受益者負担のあり方全般の中で、この問題もあるし集会所が500円でいいかなんていう話もあるし、それから健康診断が無料というのも、非常に結構ではあるけれども、どういう考えで成り立っているのかとかいろいろなことがあるので、また折を見てもうちょっとやりましょう。ここで1,000円をどうしようかといった議論ではちょっとしようがない。ということでとりあえず集約しておきたいと思います。

それじゃ、最後になりますけれども、項目15。

○企画政策課長補佐 最後の項目の下水道使用料の改定です。業務執行の効率化を図るとともに、独立採算制を確立するため使用料の見直しをするということでございます。説明をお願いいたします。

○下水道課長補佐 下水道課長補佐の井上と申します。よろしく申し上げます。

下水道課の職員配置についてでございますが、現在正職員が11名、非常勤が2名、計13名となっております。この使用料に係る担当の職員としましては、正職が1名と非常勤が1名、2名で担当しているということでもあります。

まず、公共下水道事業には2つの原則がございまして、まず1つは、地方財政法上公営企業とされていまして、独立の採算制の原則が適用されるということでございます。第2点目としては、その経費の負担区分の原則として、雨水の処理については公費、これは一般会計からの繰入金という形でいただいています。汚水、トイレの水とか台所、ふる場の水等の処理については、皆さんが使用料を払っていただいで賄うという形で経営をしているところでございます。

下水道使用料の改定はどのようなタイミングで行うとかという目安なんでございますけれども、これについては汚水処理回収率というのがございます。これは使用料の単価を処理原価で割ったものでございますけれども、基本的に100%ですとちょうど払った分と回収したものと1対1となりますので健全に経営していると。これ以下でありますと、この足りない部分というのを一般会計のほうから、先ほども申しましたように繰入金という形で持ち出しが増えるということでございます。ここ四、五年の状況を見てみますと、常に回収率というのが100%を超えておりまして、現状においては値上げをする状況にはないということでございます。ちなみに平成12年度に前回値上げ、料金の改定をしましたが、このときは前年が87.6%ということで、12.4%ほどの金額を一般会計からいただいたということでございます。以上でございます。

- 会長 これは要するにいじらなくて大丈夫ですと、いけますということですね。
- 下水道課長補佐 そうです。
- 雨宮委員 非常にハッピーな話ですね。
- 松井委員 雨水処理関連に係る費用ってどんなものですか。幾らぐらい。一般会計からもらっているという金額。
- 下水道課長補佐 これは大体30%、70%という形で、雨水についての公費は総体の30%くらいです。
- 松井委員 金額で幾ら。
- 下水道課長補佐 おおむね、約20億としますと約6億円を繰入金としていただいています。
- 林委員 処理関係だから、河川と同じ立場だから一般行政経費で出すと、こういう立場ですね。
- 雨宮委員 雨水処理は一般の下水道にかかわる市民負担というわけにはちょっといかないんでしょうね。
- 林委員 うん、そうですね。
- 雨宮委員 雨水処理費以外の下水道のことについての区分はどうなっているんですか。ちょっともう一回教えてください。使用料収入が幾らで……。
- 下水道課長補佐 使用料収入は、ちなみに19年度については10億5,900万円。全体の決算額につきましては19億3,200万ということになっています。ですから50%ちょっと。
- 松井委員 20億かかっている10億、使用料。半分。
- 下水道課長補佐 はい。
- 松井委員 ざっくり言うとそういうことですか。
- 下水道課長補佐 そうです。全体で50%が使用料収入で、繰入金については大体35%、それで市債その他が15%という形です。

- 松井委員 一般市民の負担は10億円、50%若干くらいだと。
- 雨宮委員 そういうことですね。19の半分だから。
- 会長 10億、6億、3億ですかね。
- 雨宮委員 そうですね。
- 会長 じゃ、わかりました。
- 雨宮委員 これはこのままですかね。
- 松井委員 そうですね。
- 会長 それでは、以上で行財政改革大綱の実施について、遅延しているものに焦点を当てての審議が終わりました。これは、実質の審議のまとめは来年に入ってから、1月に入っていますので、それまでに読んでいただければよろしいと思うんですけども、今までの審議、今日の分は入っていませんけれども、特に前回、後半にいろいろ議論がされましたので、それをとりあえず私と市のスタッフでまとめてみたんです。こういう形のものを市長あての提言書として出す価値があるかどうかということも含めまして、あるいは論旨がこれでいいとか悪いとかということも含めて次回の会議でご意見いただきたいなと思っております。要は、ここまで実施項目について市の側からお話を聞き、我々もいろいろな審議してまいりましたけれども、それでおしまいにするかどうかということのを次回決めましょうということでございますので、これは次回までによくお読みいただきたいということで、その点についての審議は終わりにしたいと思います。
- 松井委員 これは勉強してくればいいわけですね、次回までに。
- 会長 ええそうです、1月までに。
- 林委員 なかなか厳しいご意見がたくさん並んでいますね。
- 松井委員 公民館を見直すべきとかね。

(2) 市内施設の視察について

- 会長 それから、先ほどもお話がありましたけれども、12月9日を予定いたしまして、市の施設を半日がかりぐらいでマイクロバスを借りて回ろうじゃありませんかということで、その中にはごみの中間処理場ですとか、それから二枚橋の焼却場の跡地と言ったほうがよろしいでしょうか。それから、今日もお話した上下水道関係でございますが、上水が小金井の場合7割近くが井戸水というふうに聞いているので、この辺の特殊な状況をぜひ小金井の住民なら知っておいたほうがいいたろうと。それから公民館も今後ど

うしていくかというような問題を見てと。あと何かご希望があつて時間が、延ばすのはどうかと思うので、半日プラスお昼一緒に食べて解散というぐらいのスケジュールが織り込めるものであれば今ご希望をいただいて、それは市のほうで判断していただくというふうにしたいと思うんですけども。

○松井委員 いつですか。

○会長 12月9日の火曜日という。

○雨宮委員 12月9日火曜日。

○雨宮委員 私はちょっと勤めというか、仕事で来れないのです。

○会長 まずはご参加の予定でよろしいですか。出にくい方はじゃ雨宮先生。

○雨宮委員 ええ。すみません。

○会長 はい。それから、行きたい場所は、今ざざっとお話ししましたけれども、あとこういうところがいいんじゃないかというのがあれば。

○松井委員 お任せします。

○会長 じゃ、今のことを中心にして何か、いろいろ施設のほうの都合もあるでしょうから。

○企画政策課長補佐 では、想定しております当日の流れですけれども、公務災害等ございますので、一応位置付けとしては正式な行財政改革市民会議の会議の一環として視察をしていきたいと思えます。日時については12月9日9時ということで、マイクロバスについては手配をしておりますので、こちらに、市役所に集合していただいて各施設を回るという形です。時間はお昼を過ぎるのかと思えますけれども、一応こちらに戻り次第、一たん正式には会議を解散していただきまして、その後皆様でお食事をされるのがよろしいのかなど。場所等については事務局、会長、副会長と相談してこちらで考えたいと思えます。

いずれにしても、ご案内と最終的な出席の確認等を事務局のほうから文書にて12月入ったぐらいに、スケジュール、場所、タイムスケジュール等をお送りいたしますので、またその際にご連絡いただく形になると思えます。よろしく願いいたします。

○会長 じゃ、よろしく願いします。

5 次回の日程について

○会長 それではあと、最後にその他といたしまして次回の日程を先にお諮りいたしますと、1月の23日の金曜日か30日の金曜日どちらかで、今日と同じように午後の3時から始めると。

- 松井委員 23日でお願いしたいんですけども。
- 会長 ほかの方は、
- 戸張委員 どちらでもいいです。
- 会長 じゃ23日。
- 会長 場所につきましては、
- 企画政策課長補佐 事務局のほうから。場所につきましては、第2庁舎の801会議室を一応押さえてはあるんですけども、別の会議が5時半から入っていますので、時間延長的なものはやっとできないということであることをご了解いただきたいと思います。第2庁舎の801会議室です。また正式なご案内は通常どおり、いつもどおり送らせていただきます。

6 閉 会

- 会長 それでは、ちょうど時間とはなりましたが、何かほかにございますか。
- 雨宮委員 この資料の願意というか、簡単に説明いただいたほうが。
- 企画政策課長補佐 前回、若干、次の資料、こういったものを何か用意できればということでしたいたものの中で、できる範囲のものを用意させていただきまして、一番最初は保育所の各市の運営形態の内訳でございまして、民営化についてのご意見の際に参考にさせていただきたいと。

次が学童保育なんですけれども、これは延長保育の実態と、あと八王子市のものが、いわゆる民営の学童保育が多いということで、その実態ということだったんですけども、これについては指定管理をしているということで、この指定管理の結果を集約したその結果の検証の評価表が八王子のホームページにありましたのでそれを集約しました。これについては、どういったところに指定管理、いわゆる委託しているかということが書いてあるのと、その評価がありますので、これについては小金井市の学童保育の民営化を検討する際の参考にさせていただきたいなということでございます。

その次が、公民館に関係いたしまして、武蔵野市では公民館というものではなくてコミュニティセンターという名称で、市民の協議会、市民に任せて、運営を任せて、コミュニティセンターという形で運営しております。それについての資料ということで、コミュニティセンターガイドというものがございまして、こういった形で運営がされているんだということで、公民館のあり方についての参考にさせていただきたいなということにつけさせていただきました。

ただ、コミュニティセンター、武蔵野市については、コミュニティセンターを市

民協議会というところで運営していたんですけれども、指定管理者制度というものに伴いまして、その運営していた市民協議会に指定管理という形で今委託をしているというふうな形でございます。三鷹についても同様な形をとっているようでございます。

○雨宮委員 前と変わらないけれども、指定管理者制度に合わせたわけですね、制度としては。

○企画政策課長補佐 そうです。はい。そういった形です。

○雨宮委員 それから、もう一つ聞きたいのは、武蔵野市の場合には、全部任せているといっても、それを担当する職員はいるんでしょう。

○企画政策課長補佐 ええ。担当する課はあります。

○雨宮委員 あって。

○企画政策課長補佐 はい。ちょっと何人かという人間的なものはわからないんですけれども。

○松井委員 でもそれは窓口だけでしょう。

○企画政策課長補佐 そうです。

○雨宮委員 そこをちゃんと聞いたかったんだけれども、わかりました。一応基本的には、全部任せているということですね。

○企画政策課長補佐 そうです。市民協議会というところに。

○雨宮委員 わかりました。ありがとうございます。

○松井委員 一言で言うとうまくいっているということでもいいですか。

○雨宮委員 そこをひとつ。

○企画政策課長補佐 歴史は長くて、かなり、昭和のころからやっておりますので、運営としては成り立っているという話です。

○雨宮委員 厚みがちょっと違いますけれどもね。

○会長 やればやるほど行財政の仕組みがわかりますので、今後とも引き続き一生懸命やりましょう。

それじゃ、ちょうど時間ということにもなりますので、これで終わります。